

仕 様 書

1 業務名

基町第20アパート外壁剥落防止業務

2 業務の目的

本業務は、基町第20アパートの外壁が浮いて剥落する可能性が高い箇所について、通行人等に損傷を負わせることがないように安全を確保する必要があることから、ゴンドラ吊り下げによる叩き落とし作業を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容

- (1) ゴンドラの手配、設置、移設及び撤去並びに足場の設置、移設及び解体撤去
仕様書及び別図1等に基づき、必要な数のゴンドラを手配し、足場を設置して安全に作業を行う状況を確認しながら、ゴンドラを設置し、作業状況に応じてゴンドラ及び足場の移設を行い、業務終了時にゴンドラの撤去及び足場の解体撤去を行う。
なお、ゴンドラについては、叩き落とし作業で発生したコンクリート片が飛び散らないように養生を行うこととする。
- (2) ゴンドラ用仮設電源の手配、接続及び届出
ゴンドラ用の仮設電源は受注者において可搬形発電機（45kVA程度）を手配すること。（発電機に必要な燃料についても同様。）また、ゴンドラへの電源ケーブルの結線は第一種電気工事士が施工すること。
可搬形発電機はゴンドラが正常に動作するよう電圧降下（ケーブル長さ）を考慮し、必要があれば可搬形発電機を移動させて施工を行う。その際に、近隣住民の迷惑にならないよう発電機置き場については、発注者と協議をして決定すること。
また、電気事業法に基づき経済産業省に必要な届出を行うこと。
- (3) 外壁剥落の可能性がある危険箇所の叩き落とし
外壁の浮きなど剥落の可能性がある危険箇所について、作業員がゴンドラから叩き落としを行い、叩き落とした箇所の錆止め等の処置を行う。
なお、危険箇所については、目視による別図2に示した箇所が想定されるが、それ以外の箇所についても剥落の危険箇所があった場合には業務の対象とする。
- (4) 産業廃棄物処理
外壁剥落の可能性がある危険箇所の叩き落としにより、発生したコンクリート片については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理する。
- (5) パラボラアンテナの取り外し・復旧
バルコニー等に設置してあるパラボラアンテナ（計75台）は、ゴンドラ作業の支障になる場合、入居者（所有者）の同意を得て取り外し、業務完了後は、入居者と日程調整の上で再設置を行い、入居者立会いのもと受信確認を行うこと。
- (6) 任意の叩き落とし箇所についての数量報告
工区ごとに1箇所、任意のゴンドラ吊り下げの縦一列について、叩き落とした場所のすべてを写真で記録し、叩き落とした箇所の数量及び規模について報告をする。

5 業務の作業場所

広島市中区基町20番1号（基町第20アパート：位置図のとおり）、その他本市が指定する場所

6 委託業務実施計画及び委託業務実施報告

(1) 委託業務実施計画

受注者は、契約締結後速やかに、委託業務実施計画書を発注者に提出すること。委託業務実施計画書内には作業に係る必要な資格等の写しを添付すること。

委託業務実施計画書の作成に当たっては、発注者と協議うえ実施日等を決定すること。

(2) 委託業務実施報告

受注者は、委託業務終了後、委託業務実施報告書を発注者に提出すること。なお、同報告書には作業状況の写真を添付すること。

7 災害防止対策等について

転落・墜落災害が発生する危険性の高い業務にあたっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に準ずる安全のための設備等を設置するなど、労働者の安全を確保するための措置を講じ、委託業務実施計画書に具体的な措置の内容を記載すること。

8 本業務の作業により発生する産業廃棄物等の処分について

(1) 廃棄物の処理については、事前に処理方法を記載した「産業廃棄物処理計画書」を本市に提出するとともに、下請業者の指導を徹底すること。また、現場内での焼却を行わないこと。

(2) 廃棄物の処理を委託する場合は、事前に委託契約書の写しを本市に提出すること。

(3) 本業務により発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にて適合するよう処理し、排出完了時に本市にマニフェスト A、B2、D、E 票の原本を提示し、E 票の写しを提出すること。

なお、電子マニフェストによる場合は、印刷した受渡確認票及びマニフェスト情報登録証明を検査時に提出すること。

9 再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された業務について、第三者に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

なお、再委託する場合には、後記 11 を遵守すること。

10 義務の譲渡

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

11 再委託契約について

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に違反する一括での下請に準ずる再委託その他不適切な形態の委託契約を締結しないこと。

(2) この契約に係る業務の的確な施工を確保するため、再委託契約をしようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成 3 年 2 月 5 日 建設省経構発第 2 号）の趣旨を準用し、再委託契約における受注者の適正な選定、合理的な再委託契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、再委託における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。

(3) 受注者が社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入の建設業者と再委託契約することを原則禁止とする。

なお、受注者は、社会保険等未加入業者と再委託契約を締結しなければ本業務の施工が困難となる場合その他特別な事情があると発注者が認める場合には、社会保険等に未加入の建設業者と再委託契約を締結することができる。この場合において、当該再委託契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出すること。

また、受注者は発注者と協議のうえで定めた期間内に当該社会保険未加入業者が社会保険等に加入手続きを行った事実が確認できる書類を添付のうえ、別に定める誓約書を提出すること。

12 作業期間等について

作業期間等には、原則として本業務の作業を行わない土曜日、日曜日、国民の祝日、夏期休暇、年末年始の休暇及び検査に要する期間を見込んでいる。

本業務期間で作業工程調整を十分行い、作業工程管理を行うこと。

なお、技能労働者や資機材の調達・入手難及び受注者の責めによらない事態により作業工程に影響が生じる場合は、別途、対応に関して協議する。

13 委託料の支払い

委託料は、受注者の業務完了報告後、受注者からの請求があった日から30日以内に支払う。

14 機密保持

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

15 契約の解除

発注者及び受注者は、相手方が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

16 その他

- (1) 本仕様書の内容について疑義を生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 業務遂行にあたり、法令上必要な届出等や必要となる消防署との協議については、受注者において行うこと。
- (3) 受注者は、騒音、振動、粉塵等で近隣に迷惑をかけることのないよう、実施方法や実施時間に十分注意すること。
- (4) 受注者は、業務を行う場所や周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じること。
また、車両の出入りの際には誘導員を配置する等、安全を期すること。
また、本業務の実施において、平成27年4月以降において、5階以上の建築物の外壁改修業務（工事を含む。ただし、設計業務を除く）に従事し、技術・知識に精通した者を当該外壁叩き落とし業務現場における業務の施工の技術上の管理をつかさどるものとして配置すること。
- (5) 敷地内等の施設及び器物を滅失毀損しないよう注意すること。なお、受注者の責めに帰すべき理由により損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うこと。
- (6) 本業務に係る光熱水費等の実費については、受託者において負担すること。

